松山市規則第７９号

平成２７年１２月１６日

松山市長　野　志　克　仁

松山市特定ホテル建築規制条例施行規則をここに公布する。

記

松山市特定ホテル建築規制条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は，松山市特定ホテル建築規制条例（平成２７年条例第３５号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（申請）

第２条　条例第４条第２項の規定による申請（以下「同意申請」という。）は，松山市ホテル等建築計画申請書（第１号様式）に次の表に掲げる書類を添えて，市長に提出することにより行うものとする。

書類	明示すべき事項
事業計画書	同意申請に係るホテル等の１人用の客室（浴室，玄関等を含めた床面積が２０平方メートル以下のものをいう。）及びそれ以外の客室の数，営業時間，従業員数並びに利用料金
建築理由書	同意申請に係るホテル等の建築理由及び敷地の選定理由
経営方針説明書	同意申請に係るホテル等の経営方針
定款の写し及び登記事項証明書（同意申請をする者が法人である場合に限る。）	
説明会の結果	説明会の日時，場所及び対象者並びに説明の内容並びに当該説明に対する意見及びその回答

縮尺２，５００分の１以上の付近見取図	縮尺，方位及び同意申請に係るホテル等の敷地の境界線から周囲１００メートル以内の区域の状況（道路，目標となる施設等）
外部仕上げ表	同意申請に係るホテル等の外壁及び屋根の仕上げ及び色彩
内部仕上げ表	同意申請に係るホテル等の内部の仕上げ及び色彩
縮尺２００分の１以上の配置図	縮尺及び同意申請に係るホテル等の敷地，建築物の配置，屋外広告物の位置等
縮尺２００分の１以上の各階平面図	縮尺及び同意申請に係るホテル等の間取り，各客室の用途，床面積等
縮尺２００分の１以上の立面図	縮尺及び同意申請に係るホテル等の外壁の色彩，屋外広告物の位置等
縮尺２００分の１以上の断面図	縮尺，同意申請に係るホテル等の各階の天井の高さ等
縮尺５０分の１以上の客室詳細図	縮尺及び同意申請に係るホテル等の仕上げ（ベッドその他の備品の位置及び種類）
縮尺５０分の１以上の屋外広告物の立面図	縮尺並びに同意申請に係るホテル等の屋外広告物の寸法，形状，色彩，表示内容及び設置方法
完成予想図	同意申請に係るホテル等の外観の意匠及び色彩
その他市長が必要と認める書類	市長が必要と認める事項

（通知）

第３条　市長は，前条の申請書の提出があったときは，内容を審査の上，その可否を決定し，ホテル等建築計画審査通知書（第２号様式）により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

（取下げ届）

第４条　同意申請をした者は，当該同意申請を取り下げようとするときは，取下げ届（第３号様式）を市長に提出しなければならない。

（取りやめ届）

第５条　条例第４条第１項の規定による市長の同意を得た者は，当該同意に係るホテル等の建築の全部を取りやめようとするときは，取りやめ届（第４号様式）にホテル等建築計画審査通知書を添えて市長に提出しなければならない。

（名義等変更届）

第６条　条例第４条第１項の規定による市長の同意を得た者は，当該同意に係るホテル等の建築が完了する前に，次に掲げる事項を変更したときは，速やかに，名義等変更届（第５号様式）にホテル等建築計画審査通知書を添えて市長に提出しなければならない。

(1) ホテル等の建築をしようとする者

(2) ホテル等の所有者

(3) ホテル等の敷地の所有者

(4) ホテル等の名称

（表示板）

第７条　条例第５条第１項に規定する表示板は，ホテル等建築予定表示板（第６号様式）とする。

２　条例第５条第２項の規定による届出は，表示板掲出届（第７号様式）に必要な書類を添えて，市長に提出することにより行うものとする。

（説明会の開催の通知）

第８条　条例第６条第１項の規定による説明会を開催する者は，当該説明会の開催日の７日前までに，次に掲げる者に対し，当該説明会を開催する日時，場所等を通知しなければならない。

(1) 同意申請に係るホテル等の敷地から当該ホテル等の高さの１．５倍の距離の範囲内にその全部又は一部が含まれる土地（道路敷地，軌道敷地その他これらに類する土地を除く。）及び建築物の所有者及び使用者

(2) 同意申請に係るホテル等の敷地から２００メートルの範囲内にその区域の全部又は一部が含まれる自治会等の長

（完了届）

第９条　条例第７条の規定による届出は，ホテル等建築完了届（第８号様式）により行うものとする。

（指導及び勧告）

第１０条　条例第８条第１項の規定による指導は，指導書（第９号様式）により行うものとする。

２　条例第８条第２項の規定による勧告は，勧告書（第１０号様式）により行うものとする。

（中止命令等）

第１１条　条例第９条第１項又は第２項の規定による命令は，ホテル等の建築又は使用の中止を命じる場合にあっては建築（使用）中止命令書（第１１号様式），ホテル等の建築に関する違反を是正するために必要な措置をとることを命じる場合にあっては是正措置命令書（第１２号様式）により行うものとする。

（身分証明書）

第１２条　条例第１０条第２項に規定する身分を示す証明書は，身分証明書（第１３号様式）とする。

（委任）

第１３条　この規則に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

付　則

（施行期日）

１　この規則は，平成２８年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の日から平成２８年３月３１日までの間，第１１号様式及び第１２号様式の規定の適用については，これらの様式中「３箇月」とあるのは「６０日」と，「審査請求」とあるのは「異議申立て」，「裁決」とあるのは「決定」とする。